

平成 21 年 5 月 14 日

各 位

上場会社名 ビオフェルミン製薬株式会社
本社所在地 神戸市長田区三番町五丁目 5 番地
代表者名 取締役社長 藤本 孝明
(コード番号 4517 大証第 1 部)
問合せ先 取締役総務部長 北原 弘雄
(T E L : 078-575-5501)

定 款 の 一 部 変 更 に 関 す る お 知 ら せ

当社は、本日(平成 21 年 5 月 14 日)開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 123 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更議案について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下、「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定(現行定款第6条)を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定(現行定款第7条第2項)を削除するものであります。
また、現行定款第6条の削除に伴い、現行定款第7条以下の条数の繰り上げを行うものであります。
 - ② 決済合理化法の施行により、平成21年1月5日付で「株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)」が廃止されたため、これに伴い無効となった実質株主および実質株主名簿に関する文言(現行定款第8条および現行定款第10条第3項)を削除するものであります。
 - ③ 会社法第221条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行った日の翌日から起算して1年を経過するまで、株券喪失登録簿を作成、備置する必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、平成22年1月6日に削除するものであります。
- (2) 株式取扱規則において株主の権利行使の手続きを定めていることを明確にするとともに、株式取扱に関する手数料を無料とするため、現行定款第9条につき所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第7条 (条文省略) ② 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券については、株式取扱規則に定める場合を除き、発行しない。</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株式の取扱) 第9条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) ② (条文省略) ③ 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、すべて株主名簿管理人において取扱う。</p> <p>第11条 ↳ (条文省略)</p> <p>第42条 (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数) 第6条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第7条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株式の取扱) 第8条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、<u>当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第10条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第41条</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、<u>当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月25日 (木曜日)
定款変更の効力発生日 平成21年6月25日 (木曜日)

以 上